

令和8年度 山梨県LPガス支援金給付事業

LPガス支援金

(プロパンガス)

のお知らせ



近年の急激な物価高騰は、住民税非課税世帯の家計に深刻な影響を及ぼしています。とりわけ、日常生活に欠かすことのできないLPガスは国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰の影響を受けていることから、急激な物価高騰の影響の緩和と安定した生活の確保を目的として、住民税非課税世帯に対しLPガス料金の一部を支援します。

対象者 山梨県に在住している令和8年度住民税非課税世帯のうち、LPガスを使用している世帯

支援金額 1世帯あたり10,000円

申請期間 令和8年8月27日(木)～12月28日(月)
〈支給期間〉令和8年9月～令和9年3月1日(月)

申請方法

おすすめ! 簡単・便利です!! オンラインで申請する

申請書類(下記②と③)をご用意の上、山梨県のホームページより申請してください。

山梨県HP



申請完了までの3STEP

申請者情報の入力 ▶ 振込口座の入力 ▶ 申請書類の添付

山梨県HP https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/fukushi_kikaku/r8lpgasu_shien.html

郵送で申請する

申請書(下記①)に記入し、次の申請書類とともに下記事務局まで郵送してください。

〒400-0031
山梨県甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル4階
令和8年度山梨県LPガス支援金
給付事業事務局 宛

令和8年1月2日以降に県外から転入された住民税非課税世帯の方は、郵送で申請してください。

申請書類

① 申請書(郵送の場合のみ)

申請書は山梨県のホームページ(【オンラインで申請する】を参照)からダウンロードできます。
ダウンロードできない方は事務局へお電話いただければ郵送いたします。

② 契約に関する以下の情報が明記された書類の写し

- 令和8年6月以降LPガスを利用していることがわかるもの
(例) 検針票(契約者名、お客様番号、使用地住所、LPガス販売店が確認できるもの)
- 申請者名と、契約者名が異なっている理由がわかるもの
(例) 契約者死亡の場合、検針票と同一のガス会社からの引き落としが確認できる通帳の写し

③ 振込先に関する以下の情報が明記された書類の写し

- 口座名義人(フリガナ)※申請者名義の口座に限ります。
 - 金融機関名(金融機関コード) ●支店名(店番号) ●口座種別 ●口座番号
(例) 通帳(見開き)コピー、キャッシュカードコピー、ネットバンキングの当該情報が記載されたページのコピー 等
- ※市町村が発行する証明書(非課税証明書など)を添付する場合は、郵送による申請をお願いいたします。



お問い合わせ先

令和8年度 山梨県LPガス支援金給付事業事務局

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-16-4 丸栄ビル4階

☎055-242-8491

✉ yamanashi_lpgas@nta.co.jp

開設時間

(平日)午前9時～午後5時

山梨県からのお知らせは
裏面をご覧ください

生活困窮相談窓口のご案内

生活にお困りの方の相談窓口を設けています。お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

市部にお住まいの方：各市福祉事務所 / 町村部にお住まいの方：山梨県くらしサポートセンター

※スマートフォン等をご利用でない方やお問い合わせの連絡先をお知りになりたい方は事務局（055-242-8491）にお問い合わせください。

詳細はこちら



生活福祉資金貸付金のご案内（新型コロナウイルス感染症の特例貸付ではありません）

生活福祉資金貸付制度は、必要に応じた資金貸付を行うとともに、自立相談支援機関や民生委員等を通じ必要な相談支援等を行う制度です。貸付には条件があります。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

貸付対象者

- 低所得者世帯
世帯収入が一定基準以下の世帯
- 障害者世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯
- 高齢者世帯
日常生活上、介護・療養を要する65歳以上の高齢者がいる世帯

資金の種類

- 総合支援資金
(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- 福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- 教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- 不動産担保型生活資金

貸付利率

- 総合支援資金、福祉費については、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%
- 教育支援資金、緊急小口資金については、無利子
- 不動産担保型生活資金については、年3%、又は当該年度4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

償還期間

据置期間後 1年～20年
※資金の種類によって異なります。

お問い合わせ先

お住まいの市町村社会福祉協議会
※スマートフォン等をご利用でない方やお問い合わせの連絡先をお知りになりたい方は事務局（055-242-8491）にお問い合わせください。

詳細はこちら



生活保護費 追加給付のご案内 ※一部の方は申し出が必要となります。

平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、平成25年8月～令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、追加給付を行わせていただきます。現在、受給されていない方も対象となります。

対象	申出	期間	提出先
平成25年8月以降、 現在まで継続して受給されている場合	不要	-	-
現在受給中かつ、平成25年8月以降、 現在の期間とは別に、受給期間がある場合※	必要	令和8年8月1日 ～令和9年7月31日	受給されていた自治体にご確認ください
現在受給されていない方			

※同一の福祉事務所や他の福祉事務所過去に受給されていた場合を含みます。

詳細はこちら

追加給付についてのお問い合わせ先

追加給付全般

厚生労働省追加給付相談センター
0120-179-445

県からの支給

生活保護費追加給付事務局
050-3032-6615

市福祉事務所からの支給

各市福祉事務所に
お問い合わせください

